

「おかげさまで地下鉄は 50 周年！感謝を込めた市内企業応援ポスター」制作事業
ポスター掲載企業向け募集要領

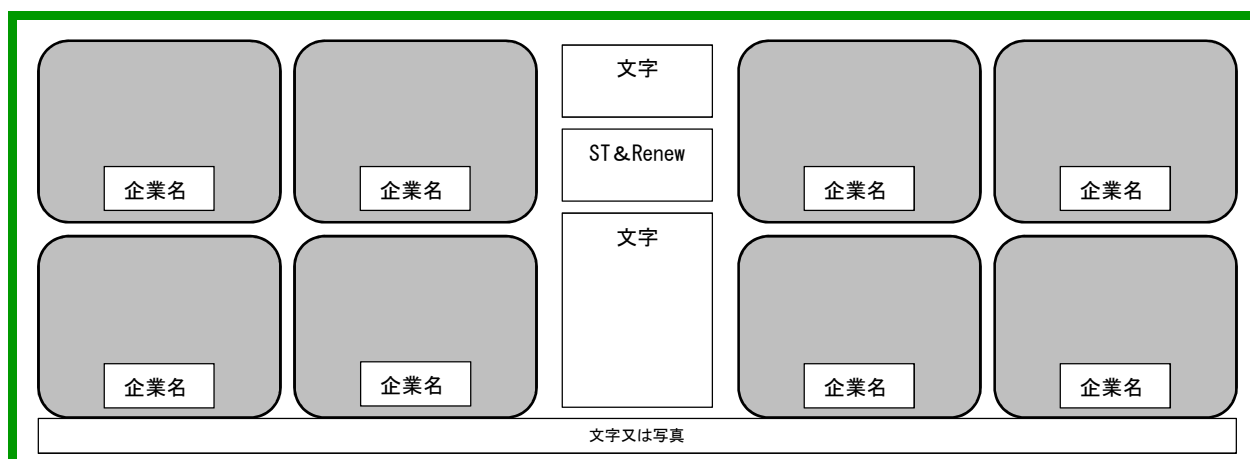
1 事業概要

札幌市交通局の地下鉄は、2021 年に開業 50 周年を迎えます。こうして営業を続けてこられたのは、乗客の皆さまはもちろんのこと、市内企業の皆さまの経済活動により、札幌市の発展を支えていただいたおかげと考えております。

そこで私たち交通局は、コロナ禍で日本中が暗い雰囲気の中、次の半世紀に向けて元気に頑張る交通局と同様、明るく元気に頑張っている市内中小企業の皆さまを、ささやかながら感謝の気持ちを込めて応援いたします！

本事業は、元気に頑張る市内中小企業の皆さまの写真を掲載し、開業 50 周年の感謝の気持ち伝えるメッセージも添えたポスターを作成して、地下鉄車内に掲出するものとなります。

《ポスターイメージ》



ポスターサイズ：H364mm×W1,030mm

写真サイズ：H150mm×W200mm 程度

《提出写真について》

- ・ **掲出企業決定後に**各社からポスター掲載用の**写真を提出**していただきます。
- ・ 提出していただく写真は、下記「提出写真の例」のように、**従業員など各企業で働く方の写った元気あふれる写真**を必須とさせていただきます。
- ・ 下記「OK写真のイメージ」のとおり、写真に各社の商品などが写ることは構いませんが、商品のアップなど商品がメインとなる構成はご遠慮ください。
- ・ 本事業は広告ではなく、交通局が実施する中小企業等応援事業のため、下記「NG写真のイメージ」に記載されているような、企業の営業活動に直接繋がる内容はご遠慮いただいております。
- ・ 写真の内容によっては、差し替えをお願いする場合があります。また、トリミング等の編集を行うことがあります。
- ・ 提出された写真は、ポスターの制作及び本事業のPRに使用しますが、その利用に係る一切の権限は当局に帰属するものとします。

《提出写真の例》



OK 写真のイメージ



掲載 OK なものの例
・従業員等の写真（必須）
・看板 ・ロゴマーク
・建物 ・商品

NG 写真のイメージ



掲載 NG なものの例
・〇%オフ等のセール情報
・従業員募集情報
・期間限定のキャンペーン情報
・〇駅徒歩△分等の所在地情報
など

2 掲出場所

札幌市交通局 地下鉄（南北線・東西線・東豊線）車内（中吊り広告を予定）。

3 掲出期間

令和3年1月～令和3年3月までとします。

※他事業との調整等により、掲出期間はこれによらない場合があります。

4 写真掲載費用

ポスターデザイン、印刷及び車内への掲出に係る費用は交通局で負担いたします。ただし、以下に定める提出資料等の作成及び郵送等に必要な費用は応募者の負担とします。

5 掲載企業数

7 2社（掲載写真は1社1枚とし、応募多数の場合は抽選で決定します）

6 対象企業

掲載の対象となる企業は、札幌市内に主たる事業所を持つ、中小企業者又は小規模企業者（中小企業基本法で定義するものを原則とし、表1のとおり）とします。なお、大企業の子会社（大企業出資率が50%以上）、実質本拠地が市外にある企業は原則として対象外とします。

表 1

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たす）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
1 製造業・建設業・運輸業その他の業種で以下 2～4 を除く	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
2 卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
3 サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
4 小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

7 募集方法・期間

(1) 募集方法

(ア) WEB 申込：応募フォームに必要事項を入力のうえ送信してください。

応募フォーム URL：http://www.city.sapporo.jp/st/renew.html

(イ) 郵送又は FAX 申込：当局 HP より応募用紙をダウンロードのうえ必要事項を記載し申し込んでください。

郵送先：〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 総務課庶務係
中小企業応援ポスター担当

FAX 番号：011-896-2790

応募用紙ダウンロード URL：http://www.city.sapporo.jp/st/renew.html

※応募用紙は大通駅定期券発売所でも配布しています。数に限りがありますので予めご了承ください。

(2) 募集期間

令和 2 年 10 月 21 日（水）～令和 2 年 11 月 13 日（金）まで（必着）

8 掲載除外

掲載企業や業種が以下のいずれかに該当する場合、広告媒体へ掲載しないものとします。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下

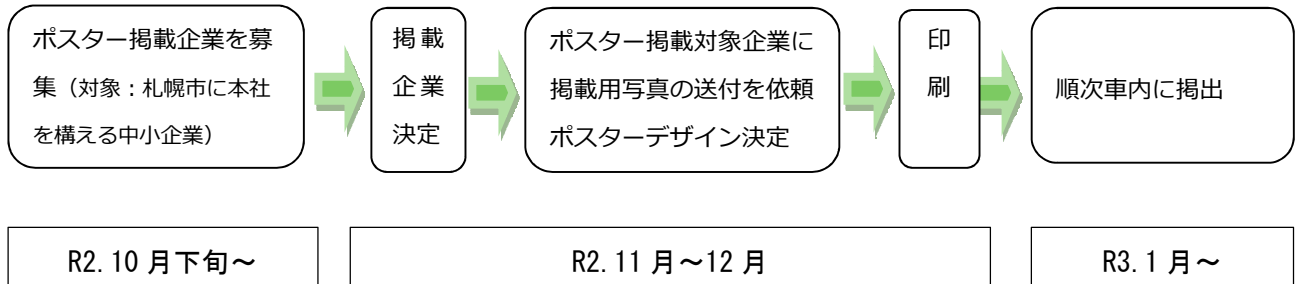
「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当するもの。

(3) その他、当局が広報媒体へ掲載する広告として適当でないと認めるもの。

9 疑義

本要領に明記のない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、申込前に申し出ることとし、申込後は当局との協議によります。

募集後の流れ



【問い合わせ先】

札幌市交通局 総務課庶務係 担当：小野、長岡

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 TEL：011-896-2708